

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第16号

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和 7 年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項および第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第 6 号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「ならびに」を「その他の」に改める。

第19条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条第 2 項中「当該乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項又は第29条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の 1 条を加える。

（設備および職員の基準の特例）

第23条の 2 子ども・子育て支援法第30条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。